

SEINENHORITSUKA

# 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

N°606  
2021・8・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

建設アスベスト訴訟最高裁判決と被害救済への取り組み……………大住広太

【投稿】あいち支部の総会報告：小川富之教授による講演

「DV被害者の視点から見た選択的共同親権制度の問題点」……………進藤一樹

シリーズ 憲法を知るための12作品

ジリアン・トーマス著 中窪裕也訳……………沼田英久

『雇用差別と闘うアメリカの女性たち 最高裁を動かした10の物語』

【シリーズ全国リレー・宇都宮】

爆発物取締罰則違反事件で無罪判決「事実の認定は、証拠による」原則を貫いて……………深見愛一郎

女川原発再稼働差止訴訟の提起について……………松浦健太郎

新刊|旧刊 23期・弁護士ネットワーク著

『司法はこれでいいのか。―裁判官任官拒否・修習生罷免から50年』を読んで……………久保木太一

【議長トーク】書評『再任拒否と司法改革』宮本康昭・大出良知著……………上野 格



# 建設アスベスト訴訟最高裁判決と 被害救済への取り組み

東京 大住 広太

## 一 最高裁判決

二〇二二年五月一七日、最高裁第一小法廷（深山卓也裁判長）で、国及び一部の石綿建材メーカーの責任を認める判決が言い渡された。建設アスベスト東京一陣訴訟が東京地裁に提訴された二〇〇八年五月二六日から、既に三年が経過しており、被災者のうち八四％が解決を見ることなく、この世を去っていた。

国の責任について、最高裁は、安衛法に基づく規制権限は、「できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものである」とし、一九七五年一〇月一日以降二〇〇四年九月三〇日までの間、事業主に対し、屋内での石綿粉じん作業従事者に防じんマスクを着用させる義務を課すとともに、建材への適切な警告表示（現場掲示を含む）を義務付けるべきであったにもかかわらず、これを怠ったことは著しく不合理であり、国賠法一条一項の適用上違法であると判示した。

また、安衛法に基づく規制権限は、「労働者を保護するためのみならず、労働者に該当しない建設作業従事者を保護するためにも行使されるべきもの」として、いわゆる一人親方等（解体作業に従

事する者を含む）に対する関係でも国の責任を認めた。

次に、建材メーカーの責任について、最高裁は、建材メーカーらは、配管工等の後続業者も含めて警告義務があり、これに違反したとして注意義務違反を認めた。その上で、被告メーカーの製造販売した石綿建材が相当回数にわたって到達したこと、各被災者らが累積的に石綿粉じんに曝露していること、各被災者の石綿関連疾患の発症について各被告メーカーの個別の寄与が不明であること、といった本件の特質を踏まえ、民法七一九条一項後段を類推適用し、建材メーカーの共同不法行為責任（連帯責任）を認めた。

## 二 最高裁判決までの取り組み

最高裁判決前の二〇二二年四月末日時点で、建設アスベスト訴訟は、最高裁に六事件、高裁に三事件、地裁に九事件が係属し、被災者原告数は合計九五七名に及んでいる。今後、各地でさらなる提訴も予定されている。

石綿関連疾患に罹患して労災保険給付又は石綿救済法の特別遺族給付金を受けた人数は、二〇〇六年～二〇一九年で二万七二三名に上り、その半数を建設業従事者が占める。さらに、石綿建材を使用した建物の解体作業のピークは二〇三〇年

頃といわれており、今後もさらに被災者は増加するものとみられる。

今でこそ、石綿の危険性は世間的にも認知され、最高裁判決により国とメーカーの責任が認められるに至ったが、この成果を得ることができたのは、原告である被災者本人やその家族、土建組合をはじめとする支援者、弁護士団の地道かつ粘り強い活動があったからである。

そもその始まりは、二〇〇〇年代初頭から顕著になってきた石綿被害に対し、東京土建組合が労災保険の適用による救済を図って活動を開始したことにある。石綿関連疾患に罹患した者に対する救済措置は、労災のほかは、石綿救済法による微々たる救済給付金のみであった。同法は、国と製造企業の責任を不問にし、指定疾病も中皮腫と肺がんに限定されているなど、到底石綿による被害の救済とは評価しえないものであった。

そこで、石綿によって被災した建設労働者は、支援組織と共に立ち上がり、規制権限を怠った国と、危険性を知らながら経済的利益を優先し石綿建材の販売を続けた製造企業の責任を明らかにし、被害への謝罪と賠償、再発防止を求めて提訴したのである。

原告は、主に東京土建組合などの建設労働者の組合に所属し、石綿関連疾患に罹患して労災認定を受けた方々とその遺族である。労災認定を受け

ても、国と大企業相手の訴訟に加わることを希望しない方も多いが、支援組織と弁護士は、都度原告やその候補者の方向けに説明会を行い、「謝れ、償え、なくせ」のスローガンと共に、訴訟の意義を訴え、原告を募ってきた。

首都圏訴訟では、毎回、期日前には裁判所前での集会を実施し、法廷に入りきれなかった原告や支援者には、議員会館などで報告集会を実施した。また、厚生労働省や国交省などの省庁及び被告企業に対し、繰り返し要請行動を行い、解決を求めてきた。朝八時から、裁判所の前で公正判決を求めるチラシの配布も行った。訴訟を提起した被災者だけでなく、全ての石綿被害を根絶するため、救済基金制度の創設を求めて集会、議員要請などを繰り返し行い、併せて、今後さらに増加する石綿建材を使用した建物の解体などにおける曝露防止の徹底など、二度と同じ被害を生じさせないための制度づくりに向けた取り組みを行ってきた。

法廷では、国の規制権限不行使や、多数の企業による共同不法行為という非常にハードルの高い論点において、多くの学者に協力を仰ぎ、石綿に関する資料や原告の尋問等によって職種ごとの作業実態を示し、企業ごとの製造・販売のシエア資料を収集して、国と企業の責任を明らかにした。その結果、国の責任については、最高裁を含め

て一五連勝を勝ち取り、当初労働者ではなく安衛法等による保護の対象ではないことを理由に責任が否定されてきた二人親方等の原告についても、責任が認められた。

製造企業に対しては、責任を否定する判決が続いていたものの、被災者の作業実態を明らかにするとともに、シエア資料などから原告ごとに石綿関連疾患発症に与えた影響が大きい企業を分析して被告を限定することで、加害行為（注意義務違反）と被害の因果関係が肯定され、共同不法行為責任が認められるに至ったのである。

### 三 被害救済に向けて

#### (1) 基本合意と建設アスベスト賠償金給付法の成立

最高裁判決に先立つ二〇二〇年二月一四日、東京一陣訴訟における最高裁の上告不受理決定によって国の法的責任が確定した。これを受けて、田村憲久厚労大臣は、同月二三日、原告代表者に謝罪するとともに被災者救済のための協議の場を設けることを表明した。さらに、自民党・公明党内で「与党建設アスベスト対策プロジェクトチーム（与党PTI）」を立ち上げ、二〇二二年三月二日には建設アスベスト被害者救済のための野党合同ヒアリングを実施する等、建設アスベスト問題

を解決するため、ようやく重い腰を上げたのである。

そして、五月一七日、前記最高裁判決を踏まえ、与党PTは、①係属中の訴訟の統一解決、②建設アスベスト給付金制度(仮称)の創設、③建材メーカーの対応の在り方についての検討、④建設業に従事する者の更なる被害の防止対策の徹底等を提言した。

これを受けて、翌二八日午前二時、首相官邸に原告団代表、弁護士代表、全国連絡会代表が招かれ、菅義偉総理から被害者・遺族への真摯な謝罪表明がなされた。また、菅首相は、現在係属中の訴訟の全面的解決と未提訴被害者の権利救済について指示をした。

同日夕方、田村厚労大臣と原告団代表、弁護士代表、全国連絡会代表とが連名で署名し、判決からわずか一日で、「基本合意書」が取り交わされた。

この基本合意書の中で確認された未提訴の被害者に対する救済制度を具体化するものとして、二〇二二年六月二日、全党・全会派が賛同した議員立法「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案」が国会に提出され、同月九日に参院本会議において全会一致で可決、成立した(法律第七四号)。同法は、公布日である二〇二二年六月二六日から一年以内に施行される。

この法律により、一万人を超える建設アスベスト被災者及び今後三〇年間に新たに発生すると推計される約二万人もの被災者が、裁判を起こすことなく、症状に応じて五五〇万円から一三〇〇万円の賠償金を国の基金から受け取ることができるようになる。

## (2) 残された課題

以上のように、最高裁判決によって建設アスベスト問題は解決に向けて大きく前進した。しかし、未だ残された課題が存在する。

まず、建材メーカーの責任が制度に含まれていないことである。前記基本合意に基づく制度によって国が負担する責任は、被災者の損害全体から見れば半分に過ぎない。残りの損害を賠償すべき建材メーカーは、判決によって法的責任が認められているにもかかわらず、未だに係属中の訴訟で加害責任を争い、補償基金制度への参加や拠出を拒んでいる。このままでは、建設アスベスト被災者は、建材メーカーに対して延々と訴訟を起こさなければならぬ。被災者を速やかに救済するためには、建材メーカーも含めた補償基金制度の創設が不可欠である。

この点については、基本合意書を踏まえ、前記給付法附則二条に「国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在

り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」との規定が盛り込まれた。「国以外の者」とは建材メーカーのことであり、かかる規定に基づき、今回成立した給付金制度を建材メーカーも補償金を拠出する完全な被害者救済制度に改定していく必要がある。

次に、最高裁判決で認定された国及び建材メーカーの責任の範囲が不十分である点である。前記の通り、国の規制権限不行使の違法期間は、一九七五年一月一日～二〇〇四年九月三日と限定され、屋外作業従事者については、石綿関連疾患に罹患する危険が生じていることを認識ないし予見することはできなかったとして、国及びメーカーの責任を否定している。しかし、アスベストの危険性は戦前から注目されており、石綿の危険性を示す論文や報告が多数発表されていたのであり、国も建材メーカーもその危険性は予見し得たはずである。また、屋外作業でも危険な石綿粉じんに曝露することは変わりなく、屋外作業者に対する責任を否定した判断は著しく不当というほかない。

これらの点については、今後の後続訴訟や法改正、原告団・支援者・弁護団の運動によって是正し、完全救済を実現していく必要がある。

投稿 あいち支部の総会報告

## 小川富之教授による講演 「DV被害者の視点から見た 選択的共同親権制度の問題点」

あいち 進藤 一樹

二〇二二年六月二日、青年法律家協会あいち支部の総会では、「DV被害者の視点から見た選択的共同親権制度の問題点」と題して、大阪経済法科大学法学部教授である小川富之先生を講師に招いて特別講演を行った。本稿では、その内容を報告する。

### 1 はじめに

離婚後の共同親権の問題についての関心は、一般にはあまり高くなく、正確な情報もそれほど広くは知られていない。

二〇一八年以降、政治家とマスコミが、「単独親権だと、親権のない親はほとんど子育てに関わらず、面会交流も著しく制限されるのが実情」離婚後も継続して父母が子の養育に関わることが、子どもの健全な成長を実現できる、「欧米では共同親権が主流で、子の最善の利益が確保されている」ということを繰り返し発信してきたが、正確である。

### 2 欧米諸国は共同親権制か？

(1) 欧米で採用されているのは、「共同親権」ではなく、「共同養育」である。アメリカのジュディ・ウォーラー・スタイン博士が、離婚後の子ども

たちを長年にわたって調査研究し、離婚後の共同養育のメリットを唱えたことがその始まりである。しかし、ウォーラー・スタイン博士は、離婚後の共同養育にメリットがあるのは、両親が話し合って決められる関係性がある場合に限定され、両親の関係が悪い場合に裁判所の命令で、厳密なスケジュールに従って行われることは、むしろ有害であると述べている。そして、離婚後の子の健全な成育にとっては、むしろ、離婚後の共同養育のメリットより、裁判所命令による共同養育の有害さを理解することの方が重要であると述べている。

(2) 親権 (Parental Authority) と監護 (Custody) と親責任 (Parental Responsibility) は異なる概念である。共同 (Joint) と分担 (Share) も異なる概念である。欧米諸国の離婚後の子の養育法制は、Parental Authority から、Custody へ、さらに Parental Responsibility を経て、Parenting と変遷してきた。これは、親子の上下関係を払拭し、親の権利から子の利益へという流れによる。離婚後も父母が、親権 (Parental Authority) を共有し、共同 (Joint) で行使している国は、講師の知る限りでは存在していない。

(3) オーストラリアでは、二〇〇六年に連邦家族法が改正され、「フレンドリーペアレント」条項が設けられた。子が暴力や虐待から保護される必要がない限りは、父母がそれぞれ子の生活に関わ

りを持つこと、できれば均等な時間をともに過ごすことを目指すことの重要性が強調された。その結果としては、父母間の話し合いで、協調・協力して子の養育に関わる人たちにとっては、このような法改正の必要性はなく、このような父母間では、それまでと同様に、子が同居親のもとで過ごし、必要に応じて面会交流をするという方法をとったため、全体としては変化をもたらさなかった。しかし、問題のあるケースで変化が生じた。

「フレンドリーペアレント」条項のもとで、同居親が、別居親のDVや虐待を主張した場合に、万が一認められないときには、虚偽のDV主張をした親として監護者から外されるようになったのである。そのため、多くの被害者が、DVや虐待の申告を避けるようになり、子どもや同居親である母親が、暴力的な親との交流を強制されることになってしまった。その結果、子や同居親の生命や身体に危害が生じることとなった。この失敗に学び、二〇二一年には、「フレンドリーペアレント」条項は廃止された。二〇一九年には、①子と同居親の安全確保を最優先し、②子の意見を尊重し、③安全であることを前提として親子の関わりを継続について検討することが勧告された。

(4) この傾向は、世界共通であって、イギリスでも、二〇二〇年六月、離別後の子の養育に関して、父母に対立がある場合には、「親子の関わり

の継続は原則として子の利益である」という一九八九年児童法の推定規定を見直すよう勧告している。この勧告は、二〇一九年のオーストラリアの勧告よりもさらに進んだものである。世界は、共同養育から、子と同居親の安全という方向に舵をきっている。世界から学ぶべきは、DVや虐待についての対応の強化なのである。

### 3 日本における離婚後の子の養育法制はどうなっているか

民法七六六条一項は、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と規定しているが、これはまさしく監護の共同が認められている法制度であり、欧米諸国が採用しているものと基本的には同じである。非親権者が監護権を持つことすら可能なのである。日本の制度は、欧米と比較して決して制限的な制度ではない。

### 4 国連「児童の権利委員会」の勧告は、日本に「共同親権」を求めているか

国連の「児童の権利委員会」の勧告により、日

本の単独親権制度は批判されている、という主張がされることもあるが、事実誤認である。二〇一九年一月二六日、一七日に行われた審議に基づき、勧告された内容は、「児童の共同養育を認めるため、離婚後の親子関係について定めた法令を改正し、また、非同居親との人的な関係及び直接の接触を維持するための児童の権利が定期的に行使用できることを確保すること」というものである。つまり、この勧告で問題とされているのは、「親権 (parental authority)」ではなく、「監護 (custody)」である。日本政府は、日本では、離婚後も法律上の親子関係は当然継続し、親権はどちらかに決めないといけないが、面会交流もできるし、共同監護も可能であるということを正しく国際社会に説明して、誤解をただすべきである。

### 5 おわりに

#### — 離婚後の子の健全な成育の実現のために —

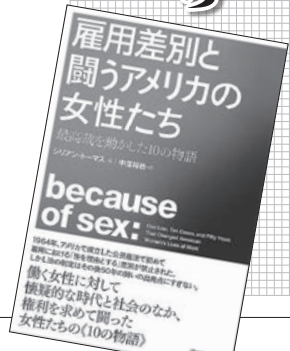
多くの欧米諸国では、婚姻破綻を唯一の離婚原因とする破綻主義を採用している。離婚原因から有責性が払拭され、裁判所の役割は、子の健全な成育をいかにして図るかという方向に転換してきた。日本においても、この問題をまず検討すべきである。共同親権が問題外であることはいうまで

シリーズ  
憲法を知るための  
12作品

『雇用差別と闘うアメリカの女性たち』  
最高裁を動かした10の物語

シリアシ・トーマス著 中窪裕也訳

東京 沼田 英久



『雇用差別と闘うアメリカの女性たち』  
最高裁を動かした10の物語  
二〇二〇年二月発行  
著者：シリアシ・トーマス著  
中窪裕也訳  
出版社：日本評論社  
定価：三三二〇円(税込)  
四六版 三八四頁

もないが、欧米のような共同監護・分担親責任の導入を目指すなら、日本の裁判所実務でフレンドリーペアレントの考え方に基づいて事実上採用されている「面会交流原則実施論」については、直ちに改善する必要がある。  
離婚後の子の養育については、多くの人が関心

をもって、正しい情報を得た上で慎重に議論されるべきである。  
\* \* \*  
我々は、法制度について議論をするとき、よく外国のそれと比較を行う。しかし、本質を見誤ってはいけない。「隣の芝は青いし花は赤い」と小川

富之先生は述べられた。隣の芝は枯れており、また花は腐っているかもしれないのである。諸外国がこうだから、日本もこうであるべき、ではない。外国の制度を参照する際に、それが趣旨を違わず正確に訳されているのか、文脈は正しいかなど、常に意識しなければならない。

1

憲法第一四条は「法の下の平等」を定め  
ており、同条にて「性別」を理由とする差別は原則として認められていない。しかし、いかなる差別が「性別」を理由とする差別にあたるのかについて、憲法は具体的に示してはいない。それゆえに、実社会においていかなる行為が「性別」を理由とする差別にあたるのが問題となること  
が多々ある。

性別を理由とする差別、特に「女性」を対象と

する差別の問題は昔から存在し、それは広く社会で認識されていた(婦人参政権の問題がその例である)、この例は小学生も歴史の授業を通して知っているものと思われる)。しかし、近年は、男性差別はもろろんのこと、いわゆる「LGBT」等のような、生物学的な「男性」「女性」の型にはめ込むことなく、性自認、性的指向等をも含めた「性別」の多様性を認識しつつ、これらを理由とする差別の問題が社会的にも注目を浴びるようになって

いる。  
本作は、このような近年の広い意味での「性別」の問題を取り上げたものではなく、むしろ、従来の男性差別の典型である、「女性差別」をテーマとしたアメリカを舞台とする作品である。このような古くからある差別類型を取り上げた作品を選んだのは、差別についての新たな視点を紹介するというよりも、女性差別との闘いの歴史や苦難を知ることで、今日における差別の是正のための活

動の一助となるのではないかと考えたからである。

2

本作のプロローグでは、アメリカにおける雇用差別を禁止する一九六四年公民権法の第七編の立法にあたって、「性を理由とする」差別を禁止されるに至った経緯が描かれている。そして、その後一〇章にわたって、合計一〇件の女性差別の事件の始まりから終わりまでを、事件の当事者やその代理人弁護士視点から、当時の心情等を交えながら紹介する。

これらの事件で問題となった差別行為は、採用や昇進の場面で女性であることや妊娠の可能性を理由とする不利益扱いや典型的な対価型・環境型のセクシャル・ハラスメントなど、今の私たちにとっては到底許されないものであることが明らかかなものばかりである。しかし、その当時は、法的にも社会的にも必ずしも自明のものではなかった。それゆえに、当事者もその代理人弁護士も多くの苦難に立ち向かわなければならなかったのであるが、本作で描かれている判決などからは決して読み取ることのできない事件の裏側は、改めて差別との闘いの厳しさを知らしめるものであった。

3

これらの一〇件の事件は全て性を理由とする差別を禁止した公民権法第七編が制定された後に起きた事件であり、当事者らの闘い

は、法律ができた後に繰り返り広げられていたのである。差別を禁止する法律が制定されれば社会や人々の認識が法に則って変化し差別も無くなる、というわけではないことがよく分かるといえる（むしろ、法律がない状態では、闘うすがそももなかったのかもしれない）。必ずしも法だけでは社会も人も変わらないのである。このような厳しい現実にもかかわらず当事者らが差別と闘うことができたのは、「このような差別はおかしい、許せない、間違っている」という考えや思いを持ち続けたからであろう。

社会や人々の間で当然のようになされてきた差別を取り上げ、それが差別であると人々が認識できる状態にすることにまず一つ越えなければならぬ壁があるが、そこからさらにその差別と闘い、差別を是正するにはまた大きな壁がある。これらの大きな壁を前に、時には失望したり、心が折れそうになったりすることもあるかと思うが、闘い続けなければ差別は是正されないのではないだろうか。本作は、アメリカで女性差別と闘ってきた女性たちの物語を通じて、未だ無くなることのないあらゆる差別と闘う人々へ、そのようなメッセージを送っているように私には思えた。

4

私たちは、人権が当然のように保障され、これが未来永劫続くように錯覚してい

るのではないか。現実には、人権が保障されるようになった背景には、本作で紹介するような辛い長い闘いがあったのである。私たちは、このような人権が保障されるに至る過程にあった闘いを忘れることなく、これからも闘い続けなければならぬのであろう。

いわゆる「LGBT」等の認知・理解が広まっている今日において、私たちはあらゆる「性別」を理由とする差別をなくし、人々が個人として尊重される社会を築くべく闘うべき局面に至っている。そして、この闘いこそが「不断の努力」であり、闘いの主体こそが憲法の想定する国民のあるべき姿なのではないかと考えさせられた。

会員の  
みなさまへ

## 青法協メンバーリストへの登録を呼びかけます

青法協メンバーリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局(bengaku@seihokyo.jp)まで、アドレスをお送り下さい。





# 爆発物取締罰則違反 事件で無罪判決

## 「事実の認定は、証拠による」原則を貫いて

宇都宮 深見愛一郎

### 一 事件の概要

本件は、革命的労働者協会（以下、「革労協」という）が、二〇一三年一月二八日、米軍立川基地に対して、また、二〇一四年一月二〇日、辺野古基地建設のためのボーリング調査をしていた民間企業に対して、「迫撃弾」を発射した事件である（以下、この二つの事件を「本件事件」という）。被告人は、前者について爆発物取締罰則違反（製造及び使用）、後者について銃刀法（発射）及び建造物損壊で起訴された。本件は、被告人の供述及び直接証拠は一切なく、検察官の立証は全て情況証拠によるものであった。

本件の弁護士は、渡邊良平（主任）、寒竹里江（副主任）、酒田芳人（以上、東京）、当職（栃木県）の四名である。

### 二 本件の証拠構造と弁護団の対応

被告人は、後者の事件の一年四か月後、東京都内のアパートの一室（以下、「本件アパート」という）で逮捕された（被疑事実は公務執行妨害）。検察官は、被告人を革労協の非公然活動家、本件アパートを革労協の非公然活動の拠点であると主張した。被告人は、逮捕の約二か月前から本件アパートに居住していたことが証拠上確認されているが、それ以前の居住状況はわからず、被告人の経

歴についても偽名で就労していたこと以外はわからなかった。

検察官が提出した証拠の多くが、本件アパートから押収されたものである。本件アパートには、本件事件の時限装置に使用されたプログラムデータとほぼ同じ内容のデータが保存されたハードディスク、本件で使用された時限装置の電子回路と似通った回路図、電子部品など本件事件と関連があるとされる物が多数存在した。

本件では、被告人の犯人性を立証する証拠は多数あるように見えるが、いうまでもなく証拠の価値は量ではなく質である。検察官の提出してきた証拠は、量はあるものの被告人が犯人でなければ合理的に説明ができない証拠はないといっても過言ではなかった。いいかえると、一定の又は弱い推認力を持つ証拠は大量にあるが、反対事実の説明ができない証拠はなかった。つまり、本件は、情況証拠による立証としては不十分な内容であり、検察官が起訴したこと自体に疑問がある事件であった。

ただ、本件では、こうした事実認定上の問題ではなく、危惧された問題があった。本件は、革労協という極左とか過激派とかいわれる組織の活動、しかも非公然活動に関する公安事件であるということであった。あつてはならないことだが、裁判所の政治的な判断によって有罪ありきの審理

が行われる可能性が皆無ではなかった。だからこそ、本件においては、「事実の認定は、証拠による」刑事訴訟法の大原則に立つて愚直に弁護を尽くすことが求められた。

弁護団では、早い時期から、大枠のケースセオリーはもとより、個別の証拠ごとのケースセオリーを一つずつ検討した。例えば、検察官は、本件事件の約一〇日前に更新されたプログラムデータを本件事件に使用したものと証拠請求してきた。しかし、そのプログラムのプロパティを分析したところ、本件事件の約一年後にコピーされたものであることが明らかになった。つまり、検察官が本件事件に使用したプログラムとして証拠請求したものは、本件事件の一年後にコピーをされて本件アパートに持ち込まれた可能性があるものであった。他の証拠についても、検察官の主張とは異なるケースセオリーを詳細に検討した。ただ、本件の証拠は、プログラム、電子基板、指紋、筆跡と複数の専門的な分野に渡っていたため、その検討は容易ではなく、ときおりは長時間の弁護団会議を持ちながら議論を繰り返した。

### 三 本件の公判方針

本件の公判における特徴的な方針は三つある。一つ目は、反対尋問について担当者を決めるもの、担当でない弁護士も検察官の主尋問で気づ

いたことがあれば、担当者に遠慮することなく反対尋問を行うという方針である。この方針は、渡邊主任弁護士が立てたものだが、この方針が効を発し、弁論で必要な事実を十分に獲得することができた。

二つ目は、被告人質問において、被告人の活動歴や組織活動については、弁護人の質問にも検察官の質問にも黙秘権行使したことである。被告人は、本件については関与をはっきり否定している一方、自らの履歴や革労協が実行したとされる他の「ゲリラ事件」については、弁護人に対しても認否を明らかにしていなかった。しかし、被告人のケースセオリーを立証する証拠に乏しい本件において、被告人質問は必須であった。弁護団と被告人は、被告人質問の実施と内容について時には激しい議論になることもあったが、最終的には被告人が黙秘をすると決めた部分を尊重して、検察官の質問はもとより弁護人の質問に対しても黙秘をする方針を立てた。この方針が審理にどう影響するか不安もあったが、黙秘をしたことで事実認定上不利な影響はなかったと思う。

三つ目は、これは特徴的な方針とまではいえないかもしれないが、評議を意識した弁論をした。弁護士会では、裁判員裁判の弁論について、裁判員へのアピール効果について論じられることは多いが、本件のような複雑な証拠構造の事件におい

ては、評議において証拠についての議論を十分に尽くしてもらうことが必要であった。そのため、十分に議論してもらいたい証拠にインデックスをつけて弁論要旨の別紙として裁判官・裁判員に配布した。

裁判所（浅香竜太裁判長）は、被告人が事件の関与を疑わせる事実はあるとしながらも、証拠上認められる事実関係に、被告人が犯人でなければ合理的な説明ができない、あるいは説明が極めて困難であるものがないとして、検察官の懲役三〇年の求刑に対し、無罪の判決を下した。本件の証拠内容からすれば、あたりまえといえはあたりまえの判決であるが、「事実の認定は、証拠による」原則を貫いた審理ができた結果だと思う。

（本件は、検察官が控訴したため、同弁護団が控訴審を担当している。）



# 女川原発再稼働差止訴訟の提起について

宮城県 松浦健太郎

## 一 はじめに

二〇二二年五月二八日、宮城県石巻市の住民ら一七名が原告となり、東北電力株式会社を被告として、女川原発二号炉（以下、「女川原発」）の運転差止を求める訴訟を提起しました。

二〇一八年四月から、現在の原告団のメンバーが中心となり、「女川原発の避難計画を考える会」（以下、「考える会」）を結成し、石巻市において女川原発事故時を想定して策定された広域避難計画（以下、「避難計画」）を検証する活動をしてきたところ、現在は、この活動の一環として本訴訟を提起しておりますので、考える会のこれまでの活動経緯をも含めて、ご報告いたします。

## 二 考える会発足

石巻市は女川原発の立地自治体であり、市中心（市役所所在地）から女川原発までは約一七km程度の距離にあり、石巻市民約一五万人の大半が、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域・女川原発から三〇km以内）内に居住しています。

石巻市はご存知のとおり、東日本大震災で最大の被害を被った地域の一つであり、女川原発自体も海岸付近に立地しています。女川原発は地震や津波の被害を受けた場合、事故を起こす可能性が高いことは明らかであり、石巻市民の多くは女川原発が仮に再稼働されたら事故を起こすのではないかと、事故が起きれば避難できないのではないかと、等という不安を持っています。

このような状況において、二〇一八年四月から、石巻市民有志で、石巻市が作成する避難計画の実効性を検証することを目的として、考える会を発足して、避難計画において定められた避難経路を

自家用車等で走行して問題点はないか、検証、調査を行い、あるいは、避難計画の策定に関わる宮城県や石巻市等の自治体を中心に質問書や情報公開請求を行い、避難計画の実効性を検証してきました。

かかる検証の結果、避難計画には、渋滞の問題等の実効性を考える上での欠点がいくつも見つかることとなりました。

## 三 同意差止仮処分提起

一方、女川原発の再稼働に向けた動きが進めら

れ、女川原発立地自治体である宮城県及び石巻市の首長が同再稼働に同意すれば、再稼働が現実化する(その後に形式的な手続を粛々と進められ再稼働が現実になる)という状況となりました。

そこで、二〇一九年二月二日、女川原発の避難計画を考える会のメンバーを中心に、一七名が債権者となり、宮城県と石巻市に女川原発再稼働の同意の差止めを求めて仙台地方裁判所に仮処分の申し立てを行いました。この仮処分は、避難計画の実効性のみを争点としたという意味においては全国で初めての法的係争です。

しかし、同審理において、宮城県及び石巻市側は、中心論点である、「避難計画の実効性」については一切の認否をしないという戦術を採ったのです。一方、債権者及び弁護士は、避難計画の実効性がない証拠として、宮城県や石巻市への質問書及び回答書等を提出しさらには、代表的な避難ルートを走行して映像を撮影し、地図や上空写真等をも用いて、避難計画の実効性がないことを実証した映像を上映して解説するというプレゼンテーションを行う等の立証活動を行いました。

しかし、仙台地方裁判所は申立を却下し、それに対して即時抗告しましたが、仙台高等裁判所でも実質的な審理はなく、即時抗告が棄却されました。

同高裁決定の要旨としては、首長の同意は原発

を再稼働させる東北電力の行為と同視できるものではない、東北電力の「事前協議」への了解や再稼働への国の方針への「理解の表明」は、再稼働の直接的な原因行為として位置付けられるものではない等というものでした。

一方で、同決定では、「避難計画は、現状では相当の課題が残っている」と、同避難計画の実効性に問題があることを指摘しました。もともと、抗告人ら(石巻市民側)に生ずる生命、身体の被害の危険は、あくまで東北電力が女川原子力発電所二号機の再稼働をすることを直接の原因として生ずる危険であった、抗告人らが差止めを求める宮城県や石巻市の行為を直接の原因として生ずる危険ではないとし、棄却しました。

#### 四 女川原発差止訴訟提起

同意差止仮処分が前記のような結果となり、かつ、二〇二〇年一月には、宮城県知事・石巻市長が女川原発再稼働への「同意」を行いました。今後は女川原発の安全対策工事を行った後に再稼働される予定です。

女川原発の避難計画を考える会のメンバー、そして我々弁護士は、この事態にどう対処するべきかを協議検討しました。ここで、前記高裁の棄却決定は、「石巻市民ら三〇km圏内の住民の生命・

健康の被害の危険は、二号炉の再稼働を予定している東北電力によつて生ずる」と述べています。また、女川原発の避難計画を考える会は元々、同避難計画の実効性を検証し、実効性が確認できなければ、断固再稼働を阻止するための方策を採らなければなりません。

そこで、同メンバーが中心となり、今度は、東北電力を被告として、女川原発の差止めを求めて提訴しました。

この訴訟においても、「避難計画の実効性」のみを実質的な論点とし、しかも、訴状提出の段階で、避難計画の実効性がないことの主張立証をし尽くしています。女川原発の再稼働に向けて法的に障壁となるものはなく、安全対策工事を終えれば直ちに再稼働されてしまう状況ですので、何とか再稼働前に勝訴を勝ち取るべく、訴状段階で主張立証を十分に行いました。

先日の水戸地裁における東海第二原発差止訴訟勝訴の朗報もありますので、本訴訟も同訴訟に続けて勝訴を勝ち取るよう、原告団・弁護士ともに力を結集して進めていきたいと考えています。

(女川原発差止訴訟弁護士)

## 23期・弁護士ネットワーク著

# 『司法はこれでいいのか。』

## ―裁判官任官拒否・修習生罷免から五〇年― を読んで

東京 久保木太一



『司法はこれでいいのか。』

―裁判官任官拒否・修習生罷免から五〇年―

二〇二二年四月発行

著者・23期・弁護士ネットワーク

出版社・現代書館

定価・二二〇〇円(税込)

四六版 三六八頁

### 1 はじめに

弁護士の就職活動というのは、世間一般の就職活動とは少し違っているのかもしれない。とはいえ、私は、世間一般の就活生と同じように、面接対策をしていた。いわゆる想定問答も考えていた。実際の面接では聞かれなかったが、このような問答も想定していた。Q「尊敬する歴史上の人物は？」A「大塩平八郎」。

別に事務所の傾向を踏まえて用意した答えではない。高校で日本史を学んでいて、不正を許さず、自分の地位を捨ててまで庶民のために立ち上がる姿に、本気で憧れていた(ちなみに、次に尊敬していた歴史上の人物は幸徳秋水だった)。

とはいえ、自分自身が、大塩平八郎の乱を起こせたかという、正直、できないと思う。小心者の自

分にはそんな度胸などない。「今はそんな時代ではない」と甘えた言い訳を並べて逃げてしまうと思う。

しかし、司法の危機のために、自分の地位を捨ててまで立ち上がった人々が、私の先輩方にいる。それが、六九期の私よりも四六年先輩である二三期司法修習生の方々だ。

23期・弁護士ネットワーク著の『司法はこれでいいのか。』には、二三期司法修習生のたたかい、苦難、勝利、そしてその後の生き様がギョッと詰まっている。約三〇人の法曹の人生が濃縮された一冊なのだ。

### 2 修習生罷免、任官拒否とのたたかい

この本の主役は、阪口徳雄弁護士で間違いないだろう。一九七一年四月五日の司法修習終了式において、「任官拒否された人たちの話も聞いては

しい」と挙手して発言しただけで、その日のうちに修習生を罷免された本人である。

(この本の悪役である)当時の最高裁長官であった石田和外は、「阪口修習生の救済の可能性は現在も将来もありえない」と発言した。それにも関わらず、結果として、二年後、阪口弁護士は法曹資格を取り戻すことになる。その背景には、本人に落ち込む暇を与えないくらいに即座に全国に広がった運動がある。その中心にいたのは、阪口弁護士本人であり、また、同じ年に任官拒否をされた修習生だった。要するに、法曹が「代理人」ではなく、「当事者」としてたたかい、勝ち取った勝利なのである。

### 3 時代は変わったのか

私は修習生の頃から青法協で活動していたが、

# 新刊 旧刊

この本は、修習生罷免、任官拒否を中心的

## 4 生涯と生きがい

を含む若手弁護士も想定されている。

この本は、歴史書ではなく、現代社会の指南書なのだ。そして、その名宛人には、間違いなく私を含む若手弁護士も想定されている。

そして、前記のいずれの不正に対して先頭に立つて声を挙げているのは、やはり法曹なのである。しかも、この本でインタビューを受けている二三期の方々は今もなおその運動を牽引しているのではないか。

それは時代は連続しているのではないのだろうか。現代の日本においても不正がまかり通っている。森友問題、加計問題、桜を見る会の問題などなど。現政権下で起きている学術会議の問題など、まさに修習生罷免、任官拒否と同質の問題ではないか。

なテーマの一つに据えながら、それにとどまらず、二三期司法修習生の多様な「生涯と生きがい」についても、各人のインタビューを通して描かれている。私が教科書で学んだような有名な事件に直接携わったという話もあれば、この本を読むまで私知らなかった事件について語られているものもある。いずれも単なる過去の話ではなく、現代社会を支える礎となっており、読み進めるごとに新たな発見と驚きにつつまれる。

去年、私と、私の配偶者が編集・執筆に関わり、青法協編で『弁護士になりたいあなたへⅢ』という書籍が出されている。そこでインタビューを受けている弁護士は六〇期代が中心である。インタビューや編集の観点も異なっているが、読み比べてみると面白いかもしれない。ほとんど同じタイミングで出された本とは思えないほど色合いは違いますが、社会正義を志す法曹同志、共通する魂、誇りが見て取れると思う。

## 弁護士になりたいあなたへⅢ

青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

### 「人権の砦」として法廷でたたかう

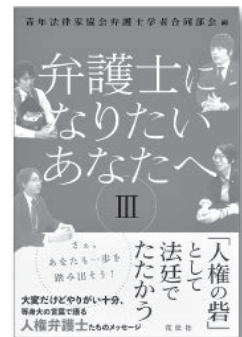
大変だけどやりがい十分、  
等身大の言葉で語る人権弁護士たちのメッセージ

#### 主な目次

【この本に登場する弁護士】

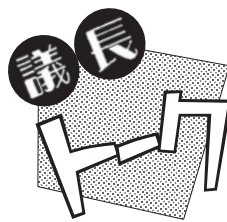
菊間龍一(67期)、早田由布子(63期)、水谷陽子(68期)、田村有規奈(69期)、喜久山大貴(69期)、西川研一(60期)、橋本祐樹(64期)、倉重都(71期)、深井剛志(64期)、藤塚雄大(68期)

座談会「青法協ってこんなところ」 久保木太一×辻田航×菊地智史



定価:1320円 送料別  
四六版並製 272頁

※注文は事務局まで



## 書評

### 『再任拒否と司法改革』

宮本康昭・大出良知 著



#### 『再任拒否と司法改革』

二〇二二年四月発行

著者：宮本康昭・大出良知

出版社：日本評論社

定価：二二〇〇円（税込）

四六版 二九六頁

ちよつと変則的ですが、今回の議長トークは書評です。

著者の一人、宮本康昭さんは、一九七一年四月、青法協の会員であることを理由に再任を拒否された裁判官です（但し、最高裁は再任拒否の理由を明らかにしなかったため、当時の裁判所内の動向と新聞報道などから宮本さん達が推測するしかなかったようです）。

第一部では、再任拒否の経緯について、詳細に書かれています。私は、恥ずかしながら、「裁判官の再任拒否の理由が不明なままだった」ということを知りませんでした。最高裁判官会議の内容について詳細に報道した朝日新聞は、最高裁から「ねつ造」と決めつけられ、折れてしまったようです。再任拒否に先立つ、一

九六九年の平賀書簡事件、その後の裁判所内での卑劣な青法協脱会工作についても詳細に語られています。とにかく、裁判所においてそんなことがありうるのか、あつてはならないだろう、という話の連続で、私は、すっかり魂消たまげてしまいました。およそ一年間の脱会工作で、当時三五〇名を超えていた青法協裁判官部会の会員が二〇〇名まで減少したとか。当時の裁判官会員の議論や苦悩の一端に触れ、残念とか悔しいとか無念とか、言葉ではうまく表現できない思いにとらわれました。また、宮本さんが赴任した熊本地裁での裁判官会員の活動や、青法協裁判官部会全体の活動も語られていて、ああ、こういう組織というか集まりが全国の裁判所内にあるって、裁判官が自由に活動していたのは素晴らしいなあとも思いました。再任拒否については、五九四名の裁判官、四九地裁中二八地裁から再任拒否撤回や理由開示の要望書が出されたという事です。青法協会員に限らず、多くの裁判官が動いたのですね。

第二部では、裁判官を退官した宮本さんが、日弁連と東京弁護士会を活動の舞台として行動し、外から司法改革を目指した活動について語られています。第三部では、日弁連の司法改革推進本部、司法改革実現本部での活動をとおして、司法制度改革への宮本さんの関わりが詳しく書かれています。

第四部では、第一章から第三章までで、宮本さんの任官時の裁判所内の様子、裁判長の選挙制の話、青法協裁判官部会の活動の様子、平賀書簡事件への対応や再任拒否事件のこぼれ話書かれています。裁判官部会の会員が、何に注目して、どのような活動をしていたのか、弁護士には理解しきれないところがあるのかもしれないませんが、司法の民主化を目指しつつ、自己の良心のみに従い、独立して職権を行っていく、そんな素朴な信念、生き方を感じました。驚きなのは、第四章で、宮本さんが率直に司法改革の到達点と足りなかった点を述べているところなんです。法科大学院制度の制度設計の甘さや

## 今後の日程

### 【常任委員会(全国ミーティング)】

- \*第2回(秋)  
9月3日(金)～4日(土) 鎌倉
- \*第3回(冬)  
12月3日(金)～4日(土) 和歌山
- \*第4回(春)  
2022年  
3月4日(金)～5日(土) 高知

### 【第53回定時総会】

- 2022年  
6月25日(土)～26日(日) 沖縄

## 各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

### 【修習生委員会】

9月16日(木) 10時半～

### 【広報委員会】

9月28日(火) 18時～

「間違えてしまった」ところ、司法の官僚的な体質に全然手を着けることができなかったことを振り返っています。私は、法曹人口問題、法曹養成問題、司法修習の簡素化など、司法改革に対しては、どちらかと言うと恨みがありましたが、宮本さんの視点や評価を踏まえ、自分の見方が浅薄で二面的に過ぎたのではないかと反省をしております。

(青法協弁学会同部会議長 上野 格)

〈事務局より〉  
九月三日・四日の第二回常任委員会(鎌倉)で「元青法協会員の裁判官に聞く!」と題し、人権課題の訴訟で勝つにはどうしたらいいのか、裁判官は何に感じて原告勝訴の判決を書くのかなど私たちの質問にこたえていただきます。  
視聴を希望する会員は、事務局までお知らせ下さい。

## 編集後記

▼「青年」法律家協会であるので、ひとつ若々しいネタを。▼最近になって、韓国のグループ、防弾少年団(BTS)にハマっている。世界中にファンがいたり、グラミー賞にノミネートされてニュースになったりで、注目を浴びているグループなので、ご存じの方も多しとおもう。

▼実は私、地方も含め韓国旅行は10回以上、20年来の韓流ファンである。しかし、BTSについては、「この頃の若者は全員同じ顔に見える」、見分けがつかない、よって魅力がわからない、と素通りしてきた。ところが、同期の友人から、動画が送られ閲覧したのがきっかけで、今に至る。▼そのむかし、母親が若い人の顔はみんな同じに見える、と言うのを聞いて寂しい思いをしたことがあるが、私もその轍を踏み、思い込みが目を閉ざしていたのだ。▼ところで、同期のTさんと、韓国在住の方の事件を共同受任しているのだが、そのTさんの口から、「実は最近BTSにはまっている」との話が出た。もしかして公表していないだけで、界限にもっと同好の士がいる? ファンのかた、ぜひ歓談しましょう!

(長谷川弥生)